タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３０年５月分)

５月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	釧路北交ハイヤー株式会社（法人番号７４６０００１００８３９）　代表者由井伸一	北海道釧路市堀川町７番２２号	本社営業所	北海道釧路市堀川町７番２２号	H30.5.15	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他２件	平成３０年４月１６日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反　記録（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第２項）、（２）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（３）乗務員服務規律制定義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４１条）	０	０
2	金星自動車株式会社（法人番号１４３００１００４２８６）代表者吉野僚哲	北海道札幌市清田区北野１条１丁目９番１号	手稲営業所	北海道札幌市手稲区西宮の沢５条２丁目１１番１０号	H30.5.25	輸送施設の使用停止（１０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項	平成３０年１月１１日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）	１	１
3	株式会社ＭＩＤ交通（法人番号４４３００１００３３６５４）代表者相川政二	北海道札幌市東区東苗穂６条２丁目１３番２５号	すすきの営業所	北海道札幌市中央区南７条西２丁目１	H30.5.25	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	道路運送法第２０条　他５件	平成３０年２月２７日及び平成３０年３月１６日、苦情を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）営業区域外旅客運送違反（道路運送法第２０条）、（２）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）、（５）乗務員服務規律制定義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４１条）、（６）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）	４	４
	以下余白									